

25. 道の駅

目的・概要

「道の駅」は、道路利用者の休憩施設であるとともに、地域のふれあいの場として、“地域の顔”となる施設で、地域を代表する市町村等が道路管理者と協力して3つの機能（休憩機能、情報発信機能、地域の連携機能）をもった「道の駅」の整備を行っている。

●**対象者** : 府県、市町村、公益法人等

●**事業内容** : 「道の駅」の登録制度は、平成5年に国土交通省において創設された制度であり、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設として、休憩施設、地域振興施設、情報提供施設が一体となって整備される。地域の情報発信や連携の場としての役割も担い、「道の駅」を拠点とした地域活性化も期待できる。
さらに道の駅を防災拠点化し地域防災活動に役立っている駅もある。

平成28年10月7日時点、全国で1,107駅が登録されている。

●**補助金額・補助率等** : 社会資本整備総合交付金、農山漁村振興交付金等の各種制度
特定交通安全施設等整備事業（道路管理者）

「道の駅」の機能



道の駅シンボルマーク



■「道の駅」施設イメージ

- ・道路標識（道路管理者が整備）
- ・文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設、休憩所、トイレ、駐車場（市町村等が整備）



- ・駐車場、トイレ等の一部（道路管理者が、簡易パーキングとして整備できる場合がある）

■「道の駅」が備えるサービス等

【駐車場】

- ・24時間利用可能で、利用者が無料で利用できる十分な容量の駐車場

【トイレ】

- ・清潔で24時間利用可能、身障者用も設置

【案内・サービス施設】

- ・原則として案内人がいて、道路や地域の情報を親切に提供

（設置位置）→ 休憩施設としての利用のしやすさ、「道の駅」相互の機能分担の観点から、適切な場所に設置

（配慮事項）→ 年少者・高齢者・障害者等、様々な人々の使いやすさに配慮。地域の優れた景観を損なうことのないよう、十分に配慮した施設計画

■オープン後の維持管理

- ・日常の管理・運営など、市町村や公益法人などが中心となって行っている

○問い合わせ・申請先 近畿地方整備局 道路部 交通対策課
電話 06-6942-1141(代)